

大網白里市障がい者計画の体系・骨子案

大網白里市障がい者計画（既計画）							新 大網白里市障がい者計画の体系（案）				
基本理念	基本目標	主要課題	具体的な事業	アンケート調査結果	事業進捗からの現状と課題	アンケート等からの課題	国・市の方針	基本理念	基本目標（案）	主要課題	視点
ともに支えあい、笑顔が輝くまち	1 ともに生きる地域づくり	①障がい者（児）に対する理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> 広報啓発活動の推進 福祉教育の推進 障がい理解の推進 交流教育の推進 障がいのある人に関するマークの普及 地域住民との交流と相互理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 「差別・偏見・疎外感を感じるものの有無」については、「ある」が29.3%、「ない」が39.1%、「わからない」が25.2% 「差別・偏見・疎外感を感じる場面」については、「仕事や収入」が30.0%、「交通機関の利用」が26.9%、「道路や建物の整備」が23.1% 「障がい者差別解消法の認知度」については、「知っている」が31.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が日常生活において障がいのある人と接する機会が少ないため、障がい福祉に関する理解が十分に進んでいないと言えない。 「障がい者週間」のポスター掲示では限られた期間での周知となるため、継続的周知が可能な市ホームページなどの活用が必要である。 市内すべての小中学校が福祉教育パッケージ指定を一通り終えその結果福祉体験教育については各学校の行事として定着し各支部が支援を行い実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人とない人の交流を促進することによって相互の理解を深め、障がいの理解と差別の解消に向け、「障がい者週間」の活用や講演会、研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流等により心のバリアフリーを推進し、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組が必要です。 	<p>【国の方針】</p> <p>●障害者基本計画（第4次）の分野</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全・安心な生活環境の整備 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 防災、防犯等の推進 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 保健・医療の推進 行政等における配慮の充実 雇用・就業、経済的自立の支援 教育の振興 文化芸術活動・スポーツ等の振興 国際社会での協力・連携の推進 <p>●障害福祉計画 基本指針の見直し事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の機能の充実 依存症にかかる取組事項の追加 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組の一層の促進 就労定着支援事業の利用促進 農福連携の更なる推進、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援の追加 「相談支援」「参加支援」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制の整備 発達障害者等支援の一層の充実 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 障害者による文化芸術活動の推進 福祉人材の確保 <p>●その他関連法の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 学校教育法等の一部改正 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定 	1 ともに生きる地域づくり	①障がい者（児）に対する理解の推進		
		②市民による福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の推進 個人ボランティアに関する情報の提供の充実 障がい福祉関係団体の活動の推進 (仮称)大網白里市中心身障害者福祉団体等連絡協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの高齢化により団体自体の存続が難しくなっている。 各団体が相互交流できる行事の周知など機会の提供を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の交流は、障がいのある人をはじめ、高齢者や子どもを含めたすべての人々の地域への支えあいへと広がっていく必要があります。地域の人々の理解、協力のもとに、市民による福祉活動の参加促進を図るとともに、障がい福祉関係団体への活動支援を行い、安全が確保できるよう、支えあいの地域づくりが重要です。 	②市民による福祉活動の推進					
		③障がい者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待の防止 成年後見制度の利用の促進 個人情報の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 「成年後見制度への考え」については、「わからない」が54.5%、「使いたくない」が16.3%、「今後使うことも考えている」が14.8% 	<ul style="list-style-type: none"> 成年被後見人である障がい者のうち、生活保護を受けている者等、後見人報酬を負担することが困難な者に対し助成を行っているが、制度利用を必要とする方を把握できる機会が少ない。 「大網白里市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定し、職員に対し周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度等の権利擁護に関する制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。 			③障がい者の権利擁護の推進及び虐待の防止	「虐待防止」の視点を強化。 【国の推進事項】	
	2 自立を支援する基盤づくり	①情報提供・相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「市の広報やお知らせ」の充実 障害者相談員の活用 「障がい福祉のしおり」の作成 情報提供体制の充実 相談支援事業の充実 視覚・聴覚障がい者への情報提供の充実 手話通訳者の設置 手話奉仕員養成講座の開催 (仮称)大網白里市福祉ネットの設置 知的障がい者（児）への情報提供 アウトリーチ事業の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 「障がい福祉サービスの利用で困っていること」については、「サービスに関する情報が少ない」が32.4%、「手続きが難しい」が17.4% 「困ったときの相談先」については、「家族・親族」が63.1%、「医師・看護師・ソーシャルワーカー」が21.4%、「友人・知人」が19.4% 「相談したい人・場所」については、「どんな相談にも応じる総合窓口」が48.3%、「専門家による相談」が28.7%、「自宅訪問」が16.8% 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の要望に応じ、窓口・電話等での説明、相談を行っている。また、市内外の福祉サービス事業所等と連携を図り、スムーズなサービス利用に繋がるように配慮を行っているが、福祉制度が年々複雑化する傾向にあり、職員に相応の専門性が求められる。また、相談できない・しない方に対して関わっていく機会が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。 		①情報提供・相談体制の整備			
		②在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 利用しやすい提供体制の確立 各種サービスの周知徹底 相談・指導の充実 在宅福祉サービス事業の充実 人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 「将来の生活の希望」については、「今のまま生活したい」が64.0%、「家族と一緒に生活したい」が16.6%、「グループホーム等を利用したい」が10.2% 「介助者・支援者」については、「配偶者」が29.1%、「父母」が16.8%、「子」が13.5% 	<ul style="list-style-type: none"> 法制度改正が頻繁にあるため、市民のみでなく事業者に対しても制度の周知が必要となる。それに伴い、市にも相応の専門性が必要となる。 介護保険サービス事業者、障がい福祉サービス事業者については、連携して住民のニーズに見合うサービスを適切に提供することが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行も踏まえ、多様化するニーズに対応するため、相談体制の強化、各種サービスについて周知を図り、質・量ともに充実させていくことが必要です。 		②障がい福祉サービスの充実	市地域福祉計画（平成30年3月改定）の策定に伴う修正		
		③地域環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の活動拠点となる施設整備の検討 施設の充実 地域の事業所間の連携の強化 各種計画づくりへ参画する仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 「介助者・支援者が介助・支援できなくなった場合の対応」については、「どうしたらいいかわからない」が29.7%、「施設に入所したい」が29.2%、「ホームヘルプを利用したい」が18.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の活動拠点となる施設整備の検討については、市財政事情を踏まえ施設の新設は厳しい状況である。 市内事業者間だけでなく、広域での事業者間交流が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉を持続的に発展させていくために、活動拠点の整備を検討していくことが必要です。 		③地域環境の整備			
		④保健・医療・療育体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの推進 母子保健事業の推進 成人保健事業の推進 医療サービスの充実 保健・医療・福祉の連携 	<ul style="list-style-type: none"> 「現在の健康状態」については、「通院している」が71.3%、「通院・入院等はしていない」が15.9% 「医療機関で困っていること」については、「家の近くに医療機関がない」が15.0%、「障がいについての専門的医療機関がない」が12.4%、「医療費の負担が大きい」が11.5% 	<ul style="list-style-type: none"> 各種健（検）診・健康相談を実施し、必要に応じて医療や福祉との連携を図ることができたが、障害の種類や問題点により対応が異なるため決まった相談体系がない。 個々の要望に応じ、窓口・電話等での説明、相談を行っている。また、障がい福祉サービスの利用に関するプランを作成し、必要とする支援の内容を確認したうえで適切なサービスの利用決定を行っている。しかし、相談できない・しない方に対して積極的に関わっていく機会が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・療育等の関係機関の連携強化が必要となります。 		④保健・医療・療育体制の整備			

大網白里市障がい者計画（既計画）							国・市の方針	新 大網白里市障がい者計画の体系（案）			
基本理念	基本目標	主要課題	具体的な事業	アンケート調査結果	事業進捗からの現状と課題	アンケート等からの課題		基本理念	基本目標（案）	主要課題	視点
	3 いきいきと働き、参加できる社会づくり	①就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> 国・県との連携強化 障がい者雇用に対する理解の促進 障害者就業・生活支援センターの活用 就労移行支援事業の促進 就労継続支援事業の促進 就労環境の充実 就労の場所づくりの検討 優先調達の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「仕事で困っていること・不満に思うこと」については、「収入が少ない」が26.5%、「通勤が大変である」が12.4%、「体力的につらい」が10.6% 「就業に必要なこと」については、「障がいに応じた柔軟な働き方の整備」が39.6%、「職場の障がい者理解の促進」が34.0%、「障がい者向けの求人情報の提供」が31.1% 	<ul style="list-style-type: none"> 山武圏域自立支援協議会において就労部会を設けており、障がい者の就労支援について広域で検討を行っているほか、講演会等を実施しているが、障がい者本人や保護者について、一般就労への理解が十分に得られていない。 窓口等での相談内容に応じ、市内に存する障がい者就業・生活支援センターを紹介し、登録を勧めている。 相談に応じ市内外の就労関係事業所の紹介を行うとともに、事業所からの相談にも応じている。既存事業者の利用は常にあるものの、新規事業者の参入がほばない。 	<p>障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。</p> <p>また、新規事業者の参入促進を図っていく必要があります。</p>		3 いきいきと働き、参加できる社会づくり	①就労と経済的自立の支援	「経済的自立」を追加。 【国の推進事項】	
		②スポーツ・文化活動の参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> 文化活動への参加の促進 障がいスポーツの推進 スポーツ活動・文化活動に伴う施設利用の推進 スポーツ活動・文化活動関連行事の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 「外出目的」については、「買い物」が65.4%、「通院」が59.6%、「通勤・通学・通所」が30%、「散歩」が21.4%、「趣味やスポーツ」が15.2%、「グループ活動や会合」が9.3%、「その他」が7.1%（複数回答） 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ活動・文化活動関連行事では、過去には、障がい者関係団体以外の一般参加もあったが、最近では団体関係者のみの参加にとどまっている。 	<p>スポーツ、レクリエーション、芸術文化活動等の事業を充実させ、障がいのある人同士や障がいのある人となない人が、気軽に活動に参加し、交流できるような環境づくりを進めていくことが必要です。</p>			②スポーツ・文化活動の参加の推進		
		③障がい者による自主的活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの推進 千葉県福祉のまちづくり条例の普及促進 道路環境・交通安全施設等の整備 やさしいまちづくりの推進 移動ニーズに対する支援 経済的支援制度の周知 グループホーム等入居者家賃助成 	<ul style="list-style-type: none"> 「将来必要な介助・支援」については、「外出」が43.4%で最も高い 「外出で困っていること」については、「歩道が狭い・ない」が21.2%、「道路や建物の段差」が19.2%、「公共交通機関が少ない」が17.7% 「移動手段」については、「自動車に乗せてもらう」が48.4%、「自動車を自分で運転する」が29.8%、「徒歩」が28.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインにおいては、限られた予算では完全な対応は難しく、施設ごとの実情に応じて優先度を決定する必要がある。 移動ニーズについては、サービス等制度は充実しつつあるものの、細かいニーズの把握が難しい。 	<p>障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要で</p>			③障がい者による自主的活動の促進		
	4 地域で育む支援体制づくり	①災害時の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防災・防犯体制の確立 日常生活自立支援体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害時の避難」については、「できる」が36.0%、「できない」が41.0% 「災害時に助けてくれる人」については、「いる」が76.6%、「いない」が17.4% 「災害発生時の避難場所」については、「知っている」が66.7%、「知らない」が27.8% 「災害時に困ること」については、「迅速に移動ができない」が47.2%、次いで「避難所の設備や生活環境に不安がある」が47.0%、「日常的に必要な投薬や治療が受けられない」が26.5% 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者について、名簿や個別計画等、今後関係各課と協議が必要となっている。 	<p>福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。</p>		4 地域で育む支援体制づくり	①防災・防犯の支援体制の充実	「防犯」の視点を強化。 【国の推進事項】	
		②保育・教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児保育の充実 教育相談体制の充実 障がい児教育の充実 障がいのある子どもとなない子どもとの交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 「通園・通学で困っていること」については、「卒業・進路についての情報不足」が50.0%、「周囲の子どもとの関係」が46.4%、「通園・通学の送迎」が35.7% 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無にかかわらず、保護者より、子どもの育てづらさの相談が多くなっている。 学校の外で児童がともに集い遊べる場所を設けることについては、安全面の十分な確保が必要であることから難しい。 	<p>子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。</p>			②保育・教育環境の充実と発達障がい児等支援	「発達障がい児への支援」の視点を強化。	